



担保差入証書

昭和 年 月 日

株式会社 ○ ○ 銀行 御中

住 所

借 主 ㊟

昭和 年 月 日付 約定に基き現在および将来私が負担すべき一切の債務の担保として別紙（又は別冊通帳）記載の有価証券（時価 円）を貴行に譲渡し、下記条項を確約いたします。

第1条 担保有価証券は貴行のご承認を得て出し入れいたしますが、別冊通帳に記載したものは記載日の如何にかかわらず一体として担保の目的となるものといたします。

第2条 債務不履行の場合は、通知または催告を要しないで、担保有価証券を時価対当額で代物弁済に充当され、また任意処分の上その代金を債務の弁済に充当されても異議ありません。

前項の場合には、その時期、価格、方法、弁済充当の順序などについて異議を申立てないことは勿論のこと、これに必要な費用はご請求あり次第直ちにお支払いたします。

第3条 時価の低落その他の事由により担保が当初の時価に不足を生じたときは、直ちに不足額相当の有価証券を差入れます。万一不履行のときは弁済期が到来したものとし、前条に準じて処置されても異議ありません。

第4条 担保株式については、増資の場合の新株引受権を譲渡し、または私において後日払込を了えたときは直ちに払込領収証または増資株券を貴行に差入れます。これに必要な手続を貴行で適宜ご手配願つた場合、これに要する費用及びこれに伴い発生するすべての危険は私が負担します。

第5条 担保有価証券の配当、利息その他これに準ずべき法定果実は担保の一部とみなして処理されても異議ありません。

第6条 担保通帳を持参し、貴行所定の手続により担保品の返還または差換えを請求する者があつたときは、その者を私の代理人とみなして取扱われても異議なく、これによつて後日事故が生じても一切ご迷惑をおかけいたしません。

以 上